

大阪本屋仲間の歴史(四)

—元禄二十四人衆(下)—

山本秀樹

以下に元禄(十一年)二十四名の不明分七名について考えてみるために、元禄九年刊の大阪案内書『難波丸』およびそのⅡ次本の「書林物之本屋 古本」の項にあげられる三十名の書肆名のうち、享保以後にはもう出版願い出がなく、同じく享保以後に屋号・所在の一致する書肆もない——すなわち、後継者もいなさそう——書肆を選び出し、そのそれぞれについて塩村氏の前掲一覧に記される出版書等の情報を示す。

・ 出版書の揭示はふたたび塩村氏の一覧による。ただし、大阪案内記の記載に関する※項の記載をはぶいた。

・ ○で囲んだ通し番号を付した書肆は、後の考察で候補者として数える者、◎はすでに相合板の検討の際に有力候補としていた者である(近江屋次郎右衛門は草紙屋なのでここには現れず、万屋仁兵衛の名は現れないので、ここにふくまれるのは二名である)。
○を付した二名については後で述べる。

・ ×が付くのは『難波丸』Ⅱ次本で削除された書肆名である。

『難波丸』Ⅱ次本で削除された書肆の中には明らかに後々も出版を続けている大書肆が含まれる一方、Ⅱ次本で新たに補われた書肆に出版物も享保以後の申請も見出されなかったりと、『難波

丸』Ⅱ次本の操作に出版活動の実勢反映的意義を認めてよいかどうかには不安が残る。したがって、ここで『難波丸』Ⅱ次本にある書肆名だけを検討するという態度は採らなかった。

・ 先の相合出版者の一覧時と同じく享保の二十四名には享保二十四名中の通し番号を付し、先の相合出版者一覧時の検討の結果有力候補とした4名が出る場合には、候1伊丹屋太郎右衛門・候2雁金屋庄兵衛・候3近江屋次郎右衛門・候4万屋仁兵衛のように候1から候4の番号を付すようにした(が、実際には一部しか現れない)。

① 平野町 いづみや五兵衛

和泉屋五兵衛 平野町一丁目

『二詠双点』天和3(大、木屋八郎兵衛と合)

『謡本』貞享1

『南都東大寺大仏殿御伝記』貞享3

『囃謡鼓覚集』貞享4

『続太平記』貞享4

『伊勢物語』元禄3(大、錢屋治兵衛と合)

『儒仙異見』元禄15

②×堺すじ 八尾甚左衛門

（自己の出版物のある相合出版者として前掲。『難波丸』（相

合）・西鶴本出版者）

×四軒町 平野や五兵衛

（出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によって存

在の知れる書肆である。）

◎ 梶木町 候1伊丹屋太郎右衛門

（すでに候補者である。）

③ 天神橋 平のや庄左衛門

平野屋（平野）勝左衛門（庄左衛門） 天神橋筋（内本町）

『用文章綱目』元禄5（大、泉屋五左衛門・本屋平兵衛・京、

鑰屋善兵衛と合）

『出思稿』元禄9

『本朝食鑑』元禄10（江、平野氏伝左衛門と合）

『真木柱』元禄10（江、平野屋清三郎と合）

④ ごふく町 ふか江や太郎兵衛

深江屋太郎兵衛（宗次） 呉服町（伏見呉服町）

（雲英末雄「深江屋太郎兵衛の出版活動」『江戸文学』一五・

一六（平成八年五月・同年十月）参照）

『落花集』寛文11（京、山本七郎兵衛と合）

『夫木抄拔書』延宝2

『俳諧蒙求』延宝3

『しぶ団返答』延宝3

『鬼神弁話』延宝4（刊記入木）

（中略、55書名。過半は俳書である。深江屋太郎兵衛は談

林俳諧期に精彩を放った俳諧書肆であり、他分野について

も多角的に出版活動を行っていたと評価されている。『養

生俗解』延宝6、『西鶴五百韻』延宝7（西鶴本）、『俳諧

太平記』延宝8、『西鶴大矢数』延宝9（西鶴本）、『古今

若女郎衆序』延宝9、『増年代考記大全』延宝9、『清少納

言旁註』天和1、『十一代抄』天和2、『弓秘伝抄』天和3、

『西湖八景詩諺解』貞享1、『男色大鑑』貞享4（京、山崎

屋市兵衛と合）（西鶴本）、『新吉原つねぐさ』元禄3（西

鶴本）、『書頭真字徒然草』元禄3、『二休骸骨』元禄5、『式

子内親王家集』元禄6、『聖徳太子伝暦要解』元禄7（梅

春平兵衛・中喜多治兵衛と合）、『三教正宗』元禄7、『蒲

生軍記』元禄8、『和漢朗詠集』元禄9（堀流水軒書）等

をふくむ。―山本注）

『土佐軍記』元禄15

『戸次軍談』元禄16

『反古裏』（求板後印）

ひなや八兵衛

御堂前

雛屋八兵衛 御堂前雛屋町

(出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によって存在の知れる書肆である。)

※『雀跡』以下の諸書に見える人形屋。

○×あはぢ町 村上嘉兵衛

村上加兵衛(嘉兵衛) 心斎橋淡路町

『難波丸』元禄9(大、23油屋与兵衛・14藤屋弥兵衛・八尾甚左衛門・伊丹屋与兵衛・豊嶋又兵衛・候2雁金屋庄兵衛と合)

『国花万葉記』元禄10(大、23油屋与兵衛・14藤屋弥兵衛・八尾甚左衛門・中村新蔵・候2雁金屋庄兵衛と合)

○×道修町 豊嶋又兵衛

『難波丸』元禄9(大、23油屋与兵衛・14藤屋弥兵衛・八尾甚左衛門・村上加兵衛・伊丹屋与兵衛・候2雁金屋庄兵衛と合)

『国花万葉記』元禄10(大、23油屋与兵衛・14藤屋弥兵衛・八尾甚左衛門・村上加兵衛・中村新蔵・候2雁金屋庄兵衛と合)

『西国舟路名所記』元禄15(刊記入れ木。大、13安井嘉兵衛・

14藤屋弥兵衛・候2雁金や庄兵衛・23油屋与兵衛と合)

◎×上人町 候2雁金や庄兵衛

雁金屋庄兵衛(勝兵衛) 心斎橋筋上人町

(すでに候補者である。)

⑤ 思案橋上 本や八郎兵衛(荻野八郎兵衛)

荻野八郎兵衛(本屋) 思案橋東一丁目

『浪花往来』延宝6

『新撰絵抄百人一首』延宝7(大坂上町書林荻氏板行とあり)

『長明寢覚物語』貞享2(大、南三郎兵衛と合)

『清輔雑談集』貞享2(大、南三郎兵衛・京、小佐治半左衛門と合)

『産前産後切紙』貞享4(大、南三郎兵衛と合)

『明恵上人革袋』貞享4(大、南三郎兵衛と合)

『衆方規矩』貞享5(大、江戸屋莊右衛門と合)

『長恨歌新鈔』元禄2(江、平野屋清三郎と合)

⑥ 心斎橋筋 本や平兵衛

本屋平兵衛(愚常・平兵衛・常倫) 北久太郎町心斎橋筋

↓古本屋平兵衛

『ぬれがらす』延宝7

『続無名抄』延宝8

『大坂八百韻』延宝8

『執筆法諺解』延宝8(本屋五兵衛・本屋清兵衛と合)

『名所題林』延宝9

『花見乗物』延宝9

『一夜庵建立縁起』延宝9

『迺言便蒙抄』天和2

『和漢筆仙集』 貞享2

『徒然草直解』 貞享3

『四国遍礼道指南』 貞享4（大、河内屋新三郎・高野山、

藤屋加兵衛と合）

『野峰名徳伝』 貞享4

『昼夜調法記』 元禄3（京、永原屋孫兵衛・江、村上源兵

衛と合）（元禄5再版本あり）

『靈宝聞書全抄』 元禄4（京、永原屋孫兵衛・江、村上源

兵衛と合）

『用文章綱目』 元禄5（大、泉屋五左衛門・平野屋庄左衛門・

京、鑰屋善兵衛と合）

『方丈記診解』 元禄7（大、清兵衛と合）

『嵯峨釈迦如来三国伝記』 元禄13（村上茂兵衛と合）

『庭訓往来診解大成』 元禄15

※『四国霊場記』（元禄2、彫工五郎右衛門）『弘法大師

賛議補』（元禄2、彫工五郎右衛門）の奥に記す「書

家平兵衛」（住所、大坂心斎橋筋北久太郎町）、および

『難波丸』二冊目「算者」の項の「心斎橋本や平兵衛」

は同人であろう。器用な人であつたらしい。

（古本屋平兵衛 ↓ 本屋平兵衛

『医学初心抄』 延宝9）

⑦×心斎橋筋 本や又兵衛（享保後にも本屋又兵衛がいるが、その所

在が大坂島之内錦袋町及び博労町であるため、ひとまず掲出す
る。）

本屋又兵衛（正直） 心斎橋筋道修町

『御手鑑』 延宝3（慶安手鑑の覆刻）

『万民調法記』 元禄5（大、灰屋孫兵衛・江、本屋清兵衛

と合）

『好色栄花物語』 元禄9（『好色盛衰記』の改題本）（西鶴本）

『月見の友』 元禄16

心斎橋筋 つるがや清兵衛（あるいはこのつるがやが享保の3銚

屋町敦賀屋九兵衛（大坂順慶町五丁目・銚屋町・南大組第六区心

斎橋筋一丁目 松村氏）の先代だとすれば、同筋本や九兵衛がこ

こでの候補となる。）

敦賀屋清兵衛 心斎橋筋順慶町

（出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によって

存在の知れる書肆である。）

（同筋 本や九兵衛

本屋九兵衛 心斎橋筋 ↓ 敦賀屋九兵衛（松村氏） 順慶町心

斎橋筋

※敦賀屋九兵衛と同人か。

（出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によって

存在の知れる書肆である。）

（敦賀屋九兵衛（松村氏） 順慶町心斎橋筋 ↓ 本屋九兵衛

『輕口御前男』元禄16（大、5 柏原屋清右衛門と合）

『通俗呉越軍談』元禄16（大、4 吉文字屋市兵衛・5 柏原

屋清右衛門・敦賀屋清助と合）

※本屋九兵衛と同人か。

※京の敦賀屋の出店であろう。大坂進出は元禄ごろか。）

心齋橋筋 よし田太兵衛

吉田屋太兵衛 心齋橋筋博労町 ↓本屋太兵衛

『書札調法記』元禄8（京、小林半兵衛・小佐治半右衛門
と合）

※本屋太兵衛と同人か。

（本屋太兵衛 心齋橋筋 ↓吉田屋太兵衛

※吉田屋太兵衛と同人か。

（出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によって
存在の知れる書肆である。）

心齋橋筋 吉文字や権右衛門

吉文字屋権右衛門 心齋橋順慶町

（出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によって
存在の知れる書肆である。）

（大阪案内書の書肆一覧に見える吉文字屋なる屋号の書肆
はほかにいないので、吉文字屋権右衛門は享保以後の一大
書肆たる4吉文字屋市兵衛の初代候補としての可能性が考
えられていた（浜田啓介「吉文字屋本の作者に関する研究

——奥路・其鳳同一人の説など——」『国語国文』昭和四
十二年十一月）。

もともとそれは可能性にとどまる話で、その場合も、吉
文字屋の歴代の最初に「？」付きで権右衛門の名前が記さ
れたにすぎないし、つまりは吉文字屋の初代については不
明で、元禄十年刊『国花万葉記』（この本は『難波丸』の
版本を使用して作られた本であることが知られているので、
ひいては『難波丸』ということになる）によって名の知ら
れる吉文字屋権右衛門がそこに入る可能性があるという処
置が行われたにすぎない。

その後、塩村氏前掲書の一覧によっても吉文字屋市兵衛
は元禄から出版物が知られるようであるし、浜田氏前掲稿
の吉文字屋の歴代を見れば二代目市兵衛は享保八年に家業
を継いだことが知られるので、かれこれ付き合わせれば塩
村氏前掲書の元禄頃の市兵衛が吉文字屋の初代ということ
になり、吉文字屋は初代から市兵衛を通称としたというこ
とが知られるということになる。

ということとはつまり、権右衛門は享保の4吉文字屋市兵
衛の先代ではないということになる。ここに掲出する所以
である。塩村氏の一覧にのる元禄吉文字屋市兵衛の出版物
については既出。）

〈II 次本〉

心齋橋筋
米や町
武村市兵衛

武村市兵衛 心齋橋米屋町

（出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によって存在の知れる書肆である。）

上岡町（御ど
うの前本丁）
さぬきや安兵衛

さぬきや安兵衛 御堂の前本町

（出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によって存在の知れる書肆である。）

心齋橋筋
北久はうじ丁
下山喜左衛門

下山喜左衛門 心齋橋筋北久宝寺町

『瀟湘八景図画詩歌』元禄8（合）^マ（国文学研究資料館ウェブサイトの古典籍総合目録データベースによれば「京、中川息障軒・大、小嶋勘右衛門と合」とあるべきところか。）
『和字正濫抄』元禄8（京、中河喜兵衛・江、中河五郎兵衛と合）（同刊年記の通行本では下山は削除）

※西鶴門人で、北条団水とともに西鶴の墓碑を建てた下

山鶴平。

心齋橋筋
北久はうじ丁
銭や治兵衛

銭屋治兵衛 南久宝寺町心齋橋筋

『伊勢物語』元禄3（大、泉屋五兵衛と合）

⑧ 同前本町
（なにははし）
高や平右衛門

高屋（谷）平右衛門 本町三丁目

『字林集韻』元禄6

『詩法掌韻大成』元禄6

『万物絵本大全』元禄6（江、村上源兵衛と合）

『商売往来』元禄6（堀流水軒書）

『千字文註』元禄11

『当流算法重宝記』元禄14

『新平家物語』元禄16（江、山口屋権兵衛・平野屋伝左衛門と合）

ひらの丁
三丁メ
はいや三郎右衛門

灰屋三郎右衛門 平野町三丁目

（出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によって存在の知れる書肆である。）

なお、次の2名については享保以後に同屋号（ほぼ）同所在地の書肆がいる。あるいは、それぞれ後継者である可能性があるため、一応ここに後置しておく。

高麗橋
一丁メ
よしのや五兵衛↓芳野屋重郎兵衛（大坂高麗橋一丁目）か

吉野屋五兵衛 高麗橋西一丁目

『字彙』寛文12序（後印。京、風月勝左衛門と合）

『年代記』延宝6

『近思録』延宝6（刊記入れ木。京、吉野屋権兵衛と合）

『詩法入門』元禄3（合）^マ

『四書集註』元禄13（京、吉野屋権兵衛と合）

（Ⅱ次本）

なにははし
あはちし

せと物や彦右衛門↓瀬戸物屋庄右衛門（大坂淡路町二丁目）か

瀬戸物屋彦右衛門 難波橋筋淡路町 ↓村田彦右衛門

（出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によつて存在の知れる書肆である。）

※村田彦右衛門と同人か。

（村田彦右衛門 難波橋筋淡路町 ↓瀬戸物屋彦右衛門

『古今和歌集』元禄16

※瀬戸物屋彦右衛門と同人か。）

以上、『難波丸』・同Ⅱ次本に見える物之本屋三十八軒のうちの二十四軒（『難波丸』に載る二十七軒のうちの十七軒、Ⅱ次本で新たに現れる十一軒のうちの七軒）、すなわち物之本屋の約3分の2が残ることになったが、これらは享保までに廃業したと思われる（ただし後置の二名については後継された可能性がある）数である。

売れ続ける書物、そしてその版權が確保されなければ（いや版權が確保されても）本屋稼業がいかに続けがたい職業かということが思われるが、しかし、その一方でまた、大阪案内書にわざわざ掲載された少数精鋭の（はずの）書肆たちが、今や一部の刊行物も確認されない者を相当数含んでいるという事態はかなり意外なものと言えるのでは

あるまいか。

しかし、もちろん『難波丸』の項目名からすればあるいは「古本」屋を営業主体とするものも存在した可能性もあるのだろうし、そうだとすれば、われわれはこの結果を驚くべきではないのかもしれない（しかし、そうだとすれば專業古本屋が多すぎることになりはしないか。あるいはⅡ次本の「書林物之本屋^{古本}」というくくりは、小売をしてある（本屋さん）という設定なのではないか。つまり、この、出版同一年中に行われたことでその理由が不明視されているⅡ次本への差し替え操作は、われわれがほとんど想定しない、小売をしない卸専門の專業出版業者というものがすでにこれ以外に存在しており、元禄の大阪本屋業界が出版業者と出版・小売兼業者と小売専門の書店業・古本業からなりたっていたということを意味する結果である可能性がある（う）。

中でも○で囲んだ通し番号を付した八名およびすでに候補にあがっていた◎二名、計十名は出版点数もあつて、元禄二十四名の欠員七名を補う候補書肆と言つてよいのではなからうか。

ただし、欠員のうち二名は、重板被告となつた二書肆と入れ替わる二名である。

今一覽してみたらうちで、仮にそれにふさわしい者を選出するとすれば、○を付してあつた（ほぼ）大阪案内書の多数相合メンバーとしてしかその名を現さない二書肆など、それに恰好の二名であろう。

もしこの案が真を穿つたものとすれば、先の十名は欠員五名の候補

メンバーということになる。

それがどちらであるにせよ、この試考に、この先、これ以上進むべき手がかりは見当たらない。

だが、もとより本考察の意図は、欠員の書肆個人名を特定することではなく、それら候補が候補として残ってきた考察過程の諸段階諸手続によって、検討以前にはまったく気付かなかった元禄書肆の階層的あり方、大阪案内書の情報の質、等が、おぼろげにもせよ、像を結んでくるということにある。

逆説的だが、本稿の目的は、ある意味こういう福次を産み出すことにあったと言つてよい。

欠員候補の特定ができなかったことを、あるいは本考の無意義ととらえる方もいることであろう。

しかし、そうではあるまい。歴史的動態把握の見地からすれば、ある意味、この場合少数の個人名の特定に本質はなく、たとえ少数の個人名が空欄のまま残ったとしても歴史状況が把握されることの方が認識の本質なのである。

つまり、（先に本考が見出しにかかっている元禄書肆の諸種諸層、大阪案内書の情報の質、等の朧像について一旦は「福次」と表現したが、）その意味で言えばむしろ本屋の個人名の判明の方が二次的副産物に過ぎず、いくつもの認識の可能性を見出すことのできた本試考には歴史状況認識上の十分な収穫があったと言ふべきである。

さて、二十四名のうちに書林物之本屋だけでなく、草紙屋系正本屋山本九右衛門が参加していることが明らかである以上、『難波丸』の「草紙屋」の項についても触れておくべきであろうが、『難波丸』にのる草紙屋は七軒、その筆頭山本九兵衛は山本九右衛門の京本店が大阪進出した際の当主名であり、また、当然とも言えようが正本屋西沢九左衛門もよしみや九左衛門という屋号で登場、残る五軒のうち、正本屋仁兵衛は享保以後にも本屋仲間への出願の確認が取れ、ここで考えるべきは四軒である。作本屋久兵衛は既知の出版書三部、作本屋八兵衛は七部、象牙屋三郎兵衛は三部、正本屋権左衛門は出版本未詳といったところで、部数の多い草紙屋については考えに入れてもよいかもしれないが、書林物之本屋の検討結果も合わせてそれ以上先の弁別手段がない以上、もはやこの作業に意義はあるまい。

また、元禄九年刊『難波丸』初次本・Ⅱ次本に見える書肆、計三十名を——Ⅱ次本で削除された書肆をも排除せずに——検討するのであれば、念のために元禄五年刊『買物調方記』の「大坂ニテ書林并古本屋」に独自に見える書肆をも検討しておくべきであろうが、これに関しても収穫はないようである。

『難波丸』に見えず、『買物調方記』に見えて享保以後の出版願い出が見えない書肆は以下の四名である。

平野町 本や五兵衛

本屋五兵衛 平野町三丁目 ↓ 正本屋五兵衛・伊勢屋五兵衛

『執筆法諺解』延宝8（本屋平兵衛・本屋清兵衛と合）

『札記月令諺解』天和3

『道余録破釈』貞享3

『庭訓往来』貞享4（堀流水軒書）

※正本屋五兵衛・伊勢屋五兵衛と同人か。

（正本屋五兵衛 平野町 ↓伊勢屋五兵衛・本屋五兵衛

『おくり判官』延宝3

『道行摘』延宝6

『さんせう太夫』延宝6

『酒^{サカ}童子付頼光山入』延宝6（伝存類書から推せば「酒

呑」あるいは「酒顛」とあったはずのところが、虫喰いか
こすれかで読めなかったことを表示したものであろう。通
行□で示しているところに当たるか。）

『大和言葉』延宝ころ

『当流小栗判官』

※伊勢屋五兵衛と同人か。

※本屋五兵衛と同人か。

（しかし、浄瑠璃太夫本屋でもなく、草紙屋でもなく、書林・
古本屋の項に記載される本屋五兵衛と、実際浄瑠璃本を出版
しているこの正本屋の五兵衛は本当に同人なのであろうか。）

（伊勢屋五兵衛 平野町 ↓正本屋五兵衛

※『^{四書}買物調方記』「浄るり太夫本屋」の項。正本屋五兵

衛と同人か。）

※延宝七年五月『^{補冊}難波すゝめ跡追』六十七丁表「謡ノ師」

の項の「平野町 伊勢や五兵衛」と同人であろう（延
宝七年七月『難波鶴』では住所「あわぢ町四丁目」）。

四軒町 帯や甚右衛門

帯屋甚右衛門 中嶋肥後嶋町

『^{絵本}徒然草吟和抄』元禄3（京、川勝五郎右衛門と合）

しんさいばし 河内や善兵衛（享保以後に同屋号同通称の書肆が
あるが、寛政以後明治までの出願で寛政以前の空白がある。）

河内屋善兵衛（励学堂） 順慶町心斎橋筋角

『小学句読』貞享2

『近代艶隠者』貞享3（西鶴本）（？）

『平家物語』貞享3

『科註妙法蓮華經』貞享3

『撰集抄』貞享4（西鶴本）（？）

しんさいばし 秋田屋長兵衛

秋田屋長兵衛 心斎橋

（出版書記載なし。したがって大阪案内書の記載によって
存在の知れる書肆である。）

このように、今のところ帯屋以外、元禄の出版本は確認されておら
ず、元禄五年刊本の情報とは言え、実勢としてまだ前代のものを反映

してしまうということなのか、今のところ候補として取り扱うべき理由は見出せないようである。

六

意外の長考となった。

不確実なことなら種々獲得された認識の気付きはあったが、本稿が得た確実な認識の収獲ということになると、以下のごとくになろう。

一、元禄の本屋「仲間」は一義的狭義的には版權保護の申立を行った二十四名のみである。大阪の全本屋を仲間としてその名簿を管理できるような本格的な本屋仲間は享保改革時に初めて成立した。

したがって、従来、元禄の「私的」な仲間が享保時に公的仲間として「公認」されたとするがこの認識は不正確なものである（元禄の版權「仲間」も裁判を経て、大阪町奉行の指示を得て活動しているのだから、公的承認を得ていることになるはずである）。

二、一般に元禄版權確保の申立を行った二十四名の名簿として準用される（実際には享保仲間行司設置許可を願い出た二十四人の）名簿には、元禄版權訴訟時の被告二名（確実な者一名、想定一名）がふくまれており、このことは、元禄版權確保要求活動の手法を考える上で解釈を要する無視しがたい事実である。

さらに重ねて彼ら享保本屋仲間の中核二十四名が本格的全本屋仲間

の中でどのように行動し、どのような推移を見せるのか、について確認する必要があるが、それは本格的享保本屋仲間の問題である。

回を改めて確認したいと思う。